

相談支援 チェリー・ハート の利用料について

ご利用に際しては以下の料金が発生しますが、利用者が支払う費用は一切ありません。

1 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。

区分 \ 取扱件数	40 件未満	40 件以上
サービス利用支援費	17,420 円	8,726 円
利用者負担額	0 円	0 円
継続サービス利用支援費	14,171 円	7,085 円
利用者負担額	0 円	0 円

【加算項目】

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
特別地域加算	所定単位数の 15/100	0 円	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。
利用者負担上限額管理加算	1,608 円	0 円	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算します。
初回加算	3,216 円	0 円	新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、指定サービス利用支援を行った場合等に加算します。
入院時情報連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)2,144 円 (Ⅱ)1,072 円	0 円	入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。
退院・退所加算	2,144 円	0 円	退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合(利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度)に加算します。
医療・保育・教育機関等連携加算	1,072 円	0 円	サービス利用支援の実施時において、障がい福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合(利用者1人につき、1月に1回を限度)に加算します。

サービス担当者会議 実施加算	1,072 円	0 円	継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者を招集して、利用者の心身の状況等やサービスの提供状況の確認、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合（利用者1人につき、1月に1回を限度）に加算します。
サービス提供時モニタリング加算	1,072 円	0 円	継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、障がい福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供状況について詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成した場合（利用者1人につき、1月に1回を限度）に加算します。
行動障がい支援体制加算	375 円	0 円	強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
要医療児者支援体制加算	375 円	0 円	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
精神障がい者支援体制加算	375 円	0 円	地域生活支援事業による精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算します。
地域体制強化共同支援加算	21,440 円	0 円	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に加算します。

2 提供する計画相談支援の利用者負担額について

- ※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

3 交通費について

交通費	交通費はいただいておりません。
-----	-----------------